

8 職員からの苦情の申出及び相談

(1) 制度の趣旨

職員の勤務条件その他の人事管理に係る苦情のうち、措置要求や審査請求に必ずしも至らないような事案に柔軟に対応することで、職員の不平・不満等を解消し、その結果として、職員の意欲を高め、公務能率の維持向上に資することを目的とした制度である。

なお、苦情の申出及び相談については、措置要求や審査請求よりも迅速に対応するため、職員からの苦情の申出及び相談に関する規則により、事務の全部を事務局長に委任している。

(2) 職員からの苦情の申出及び相談の件数（令和元年度から令和5年度まで）

年 度		R1			R2			R3			R4			R5		
区 分		新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計	新 規	係 属	計
処理事案数合計		5	0	5	15	0	15	12	0	12	14	0	14	9	0	9
内 訳	任用関係	1	0	1	2	0	2	2	0	2	4	0	4	3	0	3
	給与・旅費関係	2	0	2	4	0	4	0	0	0	2	0	2	0	0	0
	勤務時間・服務関係	0	0	0	5	0	5	2	0	2	2	0	2	3	0	3
	福利厚生関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	執務環境関係	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0
	セクハラ・パワハラ・いじめ・嫌がらせ関係	1	0	1	1	0	1	7	0	7	1	0	1	2	0	2
	その他	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3	1	0	1
処理 状況	完結事案	5	0	5	15	0	15	12	0	12	14	0	14	7	0	7
	翌年度へ係属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2